平成２５年（フ）第６３号
広島市安芸区船越南３丁目11番７―106号
債務者　桑野　和也
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００号
広島県大竹市玖波１丁目８番１の502号
債務者　内山　美樹
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３号
広島県尾道市因島中庄町5065番地５
債務者　三谷　　瞬
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
広島県三原市沼田東町片島243番地３
債務者　堺美幸こと　沈　　美幸
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第４号
山口県長門市東深川350番地５
債務者　藤井　孝志
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第４４号
香川県高松市牟礼町大町1772番地
債務者　矢野　　晃
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３２号
愛媛県松山市鷹子町492番地１　ＹＵＭＥＳＯＵビルディング302号
債務者　向井　靖博
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
愛媛県松山市雄郡１丁目12番14号　八島ビル201号
債務者　小笠原弘子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
愛媛県松山市福音寺町８番地１　エコール久米106号
債務者　富田　憲次
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
愛媛県松山市北斎院町654番地　西影マンション102号
債務者　田辺　英二
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地５棟11号
債務者　梶本　伸一
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地５棟11号
債務者　梶本　智子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２２号
福岡県久留米市長門石５丁目８番33―104号、前住所福岡県久留米市国分町1197番地12
債務者　橋爪百合子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１号
福岡県久留米市北野町八重亀512番地５
債務者　鶴田　美保（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２１号
福岡県久留米市北野町今山457番地
債務者　田中さつき（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２３号
福岡県うきは市浮羽町山北2258番地、前住所福岡県久留米市東合川３丁目20番３―207号
債務者　吉瀬　幸一
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２４号
福岡県久留米市長門石２丁目６番17号　ニューコーポ高田Ｂ201号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田740番地
債務者　村口　鉄也
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部